

住宅をお持ちの 皆様へ

空き家をそのまま放置しておく・・・

住宅は世代交代や居住者の転出などで空き家になることがあります。

その中には、管理が行き届かず、庭に雑草が生い茂り、

建物が老朽化してきているものも見受けられます。

このような管理が行き届かない空き家が社会問題となっています。



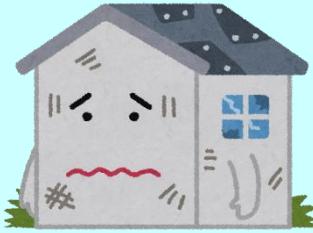
空き家を放置しておく・・・

- 損壊や倒壊
 - 不審火等による火災発生
 - 樹木の越境や景観の悪化
 - ごみの不法投棄
 - 悪臭・害虫の発生
- など・・・の要因ともなります。

「こうなる前にご相談ください！」

坂出市空き家相談窓口
坂出市市民生活部共働課（地域支援係）
TEL：0877-44-5009

Q&A



Q 空き家の問題って何ですか？

A 空き家そのものが問題というわけではありません。空き家を適正に管理せずに放置すると、建物はどんどん老朽化して、倒壊する危険性が高まり周辺の住民の方々に迷惑をかけたたり、場合によっては人に危害を与えるおそれもあります。空き家の屋根から瓦が落ちるなどして他人を傷つけるなどした場合、その所有者等の責任となり、損害賠償を問われることもあります。

Q 空き家を相続したのですが、住む予定はありません。どうすればいいのでしょうか？

A 放置しておくといろいろな問題の要因となるおそれがありますので、定期的に管理する必要があります。また、人が住んでいた方が建物の傷みも少なく、管理もされることとなりますので、ご自身で居住する予定がない場合には、賃貸や売却等も考えてみてはどうでしょうか。



Q 匿名での相談はできますか？まだ空き家ではありませんが、相談できますか？

A 基本的に氏名・電話番号をお伺いします。

(個人情報相談以外に使用することはありません。)

まだ空き家となっていないなくても相談は可能です。ご家族等で話し合っって早めに準備しておくことが大切です。



Q 信頼できる業者等を紹介できますか？

A 業者等の紹介はできませんが、公益社団法人 香川県宅地建物取引業協会や香川県司法書士会等の窓口を紹介させていただきます。

空き家に関する相談窓口のご案内

坂出市では、市内に空き家を所有・管理する皆様が抱える問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、下記の団体と連携を図っています。

以下の相談窓口をぜひご利用ください。なお、無料での相談は、その内容により有料となることがありますので、お問い合わせの際にご確認ください。

空き家の管理、改修、解体、売買、賃貸等に関すること

公益社団法人 香川県宅地建物取引業協会

TEL : 087-823-2300

問合時間：平日9:00～17:00（祝・休日、年末年始を除く。）

空き家の相続・登記、不在者財産管理、成年後見等に関すること

香川県司法書士会

TEL : 087-821-5701

問合時間：平日 10:00～15:00（祝・休日、年末年始を除く。）